
すべての子どもを大切に守り育てるために 県からの提案と取組紹介

- I 妊娠期からの切れ目ない子育て支援について
- II 地域の多様な主体が参画する子育て支援について

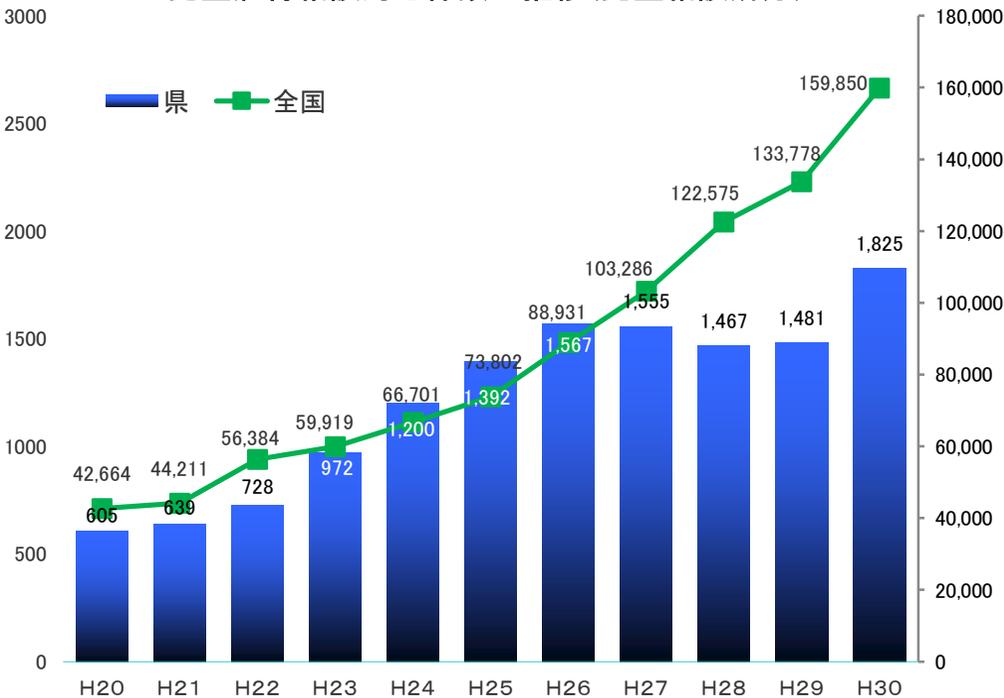
令和元年8月26日 奈良県福祉医療部こども・女性局

I 妊娠期からの切れ目ない子育て支援について ① (こども・女性局)

■ 奈良県の児童虐待相談対応件数の推移

- 児童相談所におけるH30年度児童虐待相談対応件数は、**全国・奈良県ともに過去最多件数**
 - ・全国 159,850件 対前年度比19.5%増
 - ・県こども家庭相談センター 1,825件 同上 23.2%増
- **県内市町村での児童虐待相談対応件数も、H30年度は過去最多件数の2,643件で、対前年度比9.8%増** (全国数値は、国がR元年10月頃公表予定)
H20年度からの10年間を見ると、**県よりも市町村での対応件数の増加割合が高く、3.6倍に増加**

児童虐待相談対応件数の推移(児童相談所分)

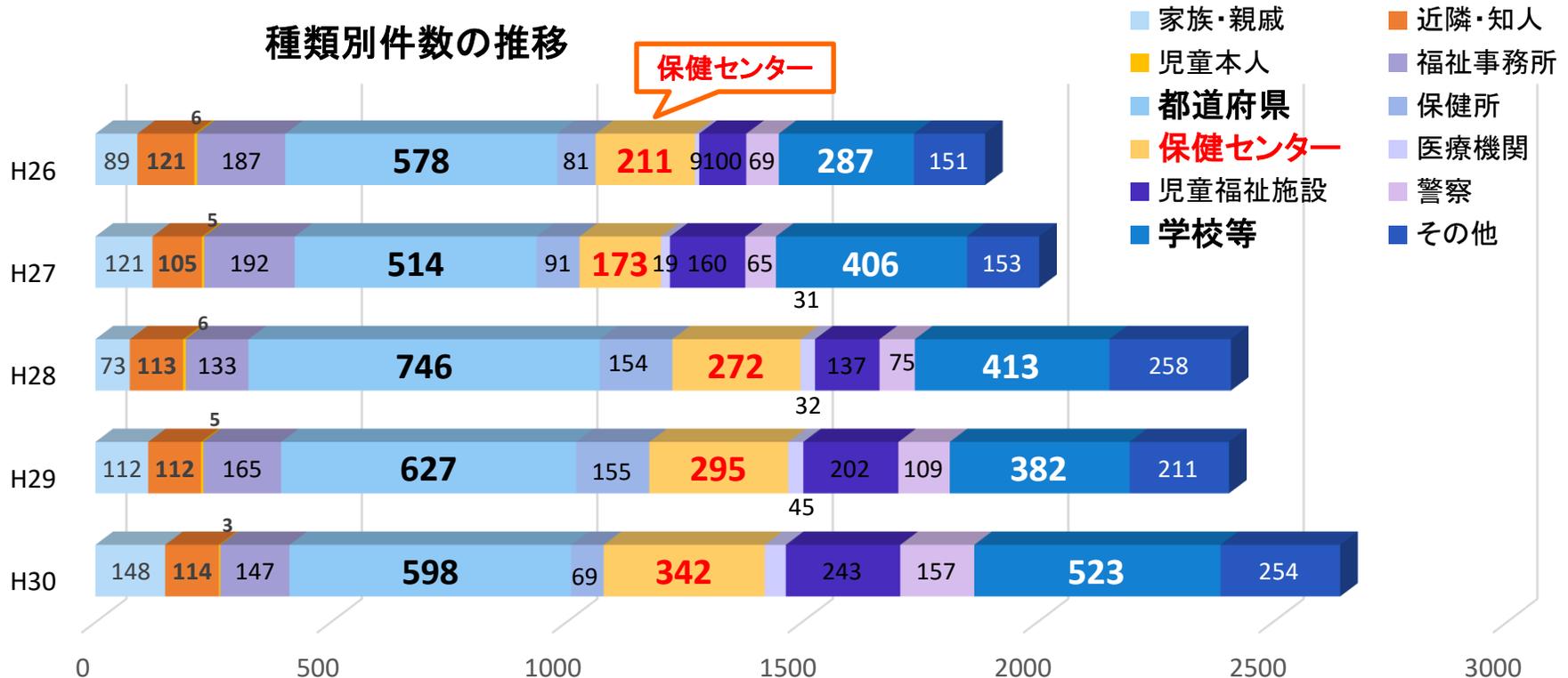


児童虐待相談対応件数の推移(市町村分)



■ 市町村が対応した児童虐待通告の経路

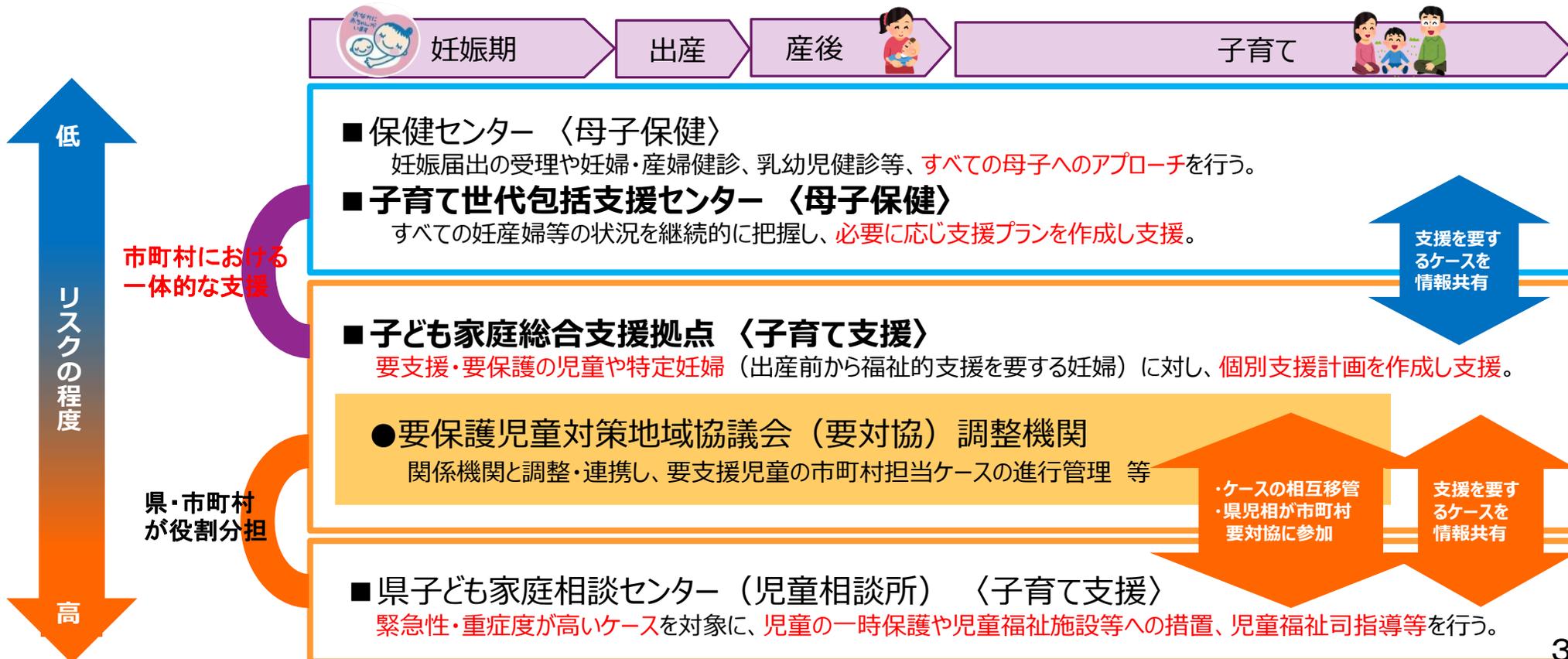
- H30年度の市町村への通告経路は、「都道府県」からの通告が最も多く、次いで「学校等」「保健センター」の順。
- 前年度の経路と比べると、「警察」44.0%増、「学校等」36.9%増、「児童福祉施設」20.3%増、「保健センター」15.9%増。
- **児童虐待への早期対応**において、「都道府県」「学校等」とともに、**母子保健機関である「保健センター」も大きな役割**を果たしている。



提案

母子保健と子育て支援の連携強化を

- すべての子どもを大切に守り育てるためには、**妊娠期から切れ目なく、地域が子育て家庭とつながり支えることが必要。**
- 特に、母子保健の拠点である**子育て世代包括支援センター**と児童虐待対策を含む子育て支援の拠点である**子ども家庭総合支援拠点**が**一体的な支援**を行うことが重要。



妊娠期からの育児不安にワンストップで対応

提案

全市町村に子育て世代包括支援センター設置を

1 子育て世代包括支援センターとは

- 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、**妊産婦・乳幼児を包括的に支援する母子保健活動の拠点**
- 母子保健法で、市町村でのセンター設置を努力義務として位置づけ。国の目標は、R 2 年度末までに全市町村に設置。
- すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦との関係性を構築。必要に応じ、個別の支援プランを作成し支援。

2 子育て世代包括支援センター設置市町村 **28市町村** (H31年4月時点)

設置率 72%

〈市 部〉 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市
〈町村部〉 平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、王寺町、広陵町、吉野町、野迫川村、下北山村、上北山村

3 子育て世代包括支援センター設置のメリット

- 妊産婦・乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供することで、**育児不安の軽減や虐待の防止**につながる。
- 各関係機関が把握している情報をセンターに集約させ、一元的に管理することにより、**妊産婦・乳幼児等の状況を切れ目なく包括的に把握**することができる。
- 各関係機関が把握した妊産婦や乳幼児等の支援ニーズを踏まえ、**関係機関による適切な支援につなげる調整役**となることで、効果的な支援ができる。
- 上記のように、「**安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくり**」において、**重要な役割**を果たす。

子ども・子育てに関するソーシャルワークの拠点

提案

全市町村に子ども家庭総合支援拠点設置を

1 子ども家庭総合支援拠点とは

- 子育て家庭と妊産婦等を支援するため、**児童相談所や子育て世代包括支援センター等関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う。**
- 設置は児童福祉法上の市町村の努力義務。**市町村における児童虐待対策体制強化の中核**として、国の目標はR4年度末までに全市町村に設置。

2 子ども家庭総合支援拠点の国庫補助要件 (負担割合：国1/2 市町村1/2)

- 人員配置：子ども家庭支援員、虐待対応専門員等
(職種は保健師、保育士等。最低配置人員数は人口規模により異なる。)

◆参考：人員確保について

(厚生労働省研究事業「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて スタートアップマニュアル」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置推進研修」講義より)

- ・子ども家庭支援員と虐待対応専門員(※)は、**必ずしも有資格者でなくても、当分の間、児童福祉司任用前研修(県実施)等の修了者も認められている。**
(※虐待対応専門員は、児童人口概ね0.9万人未満の自治体は必置要件ではない。)
- ・自治体によっては、**潜在看護師を探し非常勤ローテーションで配置したり、職員に保育士資格取得を促す**ほか、職員の中から保健師や保育士等**有資格者を抽出し、人事ローテーションで配置してOJTで育成しているところもある。**

○設備・器具：相談室、親子の交流スペース、鍵のかかる書庫、相談管理記録システム等
(既存機能の活用可)

○その他：4つの業務の実施

= 児童虐待対策を所管している現行組織で概ね実施されている業務

①子ども家庭支援全般に係る業務

②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

③関係機関との連絡調整

④その他の必要な支援（里親支援、措置解除後のアフターケア等）

3 子ども家庭総合支援拠点設置市町村

6市町村（H31年4月時点）

奈良市、桜井市、葛城市、

三宅町、田原本町、明日香村

【設置6市町村】

市町村	設置時期	人員配置	子育て世代包括支援センターとの関係
奈良市	H30.4	20名	別の建物で別の課が運営
桜井市	H30.6	8名	同一建物で別の課が運営
葛城市	H31.4	4名	別の建物で別の課が運営
三宅町	H30.11	2名	同一建物で同一課が運営 (包括・拠点一体型)
田原本町	H31.4	4名	別の建物で同一課が運営
明日香村	H29.4	4名	同一建物で同一課が運営 (包括・拠点一体型)

4 設置に向けての検討状況 (R元年7月県子ども家庭課調べ)

<設置予定> 4市町

橿原市(R3年)、五條市(R3年)、生駒市(R4年)、吉野町(R4年)

<検討中> 15市町村

大和高田市、天理市、香芝市、宇陀市、三郷町、安堵町、川西町、高取町、上牧町、王寺町、
広陵町、河合町、下市町、下北山村、上北山村

5 子ども家庭総合支援拠点設置・運営に関する工夫

① 明日香村

● 窓口面で一体性を確保

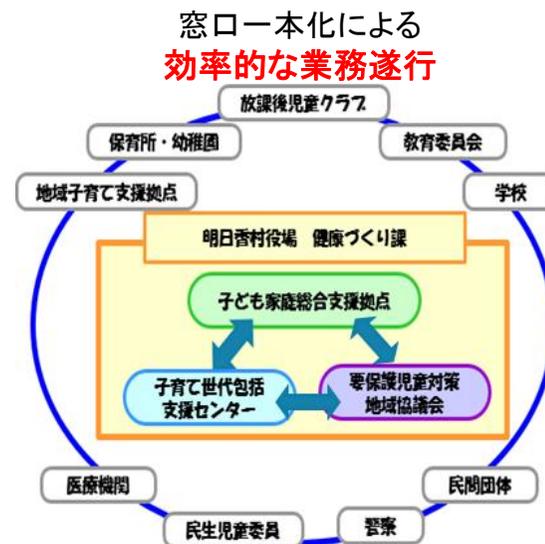
健康づくり課職員が「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」職員を兼任

● 同一窓口による一元的な対応を実施

- ・一つの組織で、母子保健・児童福祉・介護・障がい等の個々の家庭に関する情報を集約しており、子どもを守るための情報を迅速に集めることが可能
- ・一つの相談ごとに対して関連する複数の職員が対応

● 人員配置のための財源を確保

「子育て世代包括支援センター」で、子ども子育て支援交付金を活用



② 桜井市

● ハード面で一体性を確保

- ・「子育て世代包括支援センター」との相談窓口は異なるが、頻繁に行き来して連携（日常的に顔やお互いの動きが見える関係）
- ・こども未来課（虐待対応）とけんこう増進課（母子保健・子育て支援）との連携
定期的な会議等により、様々な家庭の養育上の問題を共有し、虐待のリスクや支援方法を双方の立場から考える。（多様な視点でのケースの見立て）

● 人員配置のための財源を確保

「子ども家庭総合支援拠点」で、下記の補助金を活用

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金
- ・児童の安全確認等のための体制強化事業補助金
- ・子ども子育て支援交付金

同じフロア内で
効果的な連携



6 子ども家庭総合支援拠点設置のメリット

- 「子育て世代包括支援センター」との一体的運用や「要保護児童対策地域協議会」の調整機関（事務局）とすることで、**要保護児童や要支援家庭に関する迅速な情報集約が可能となり、関係機関同士の綿密な連携の下で、児童虐待の未然防止や虐待発生後の支援に適切に対応できる。**
- 国の補助金の活用により生み出される一般財源を、他の虐待対応の取組に充当できる。
- 子どもの発達や虐待対応の知見を有する**専門職を配置**することにより、**的確なリスクアセスメントとソーシャルワークが可能**となるなど、**専門的知見に基づくチーム支援**の対応ができる。

7 子ども家庭総合支援拠点設置促進のバックアップ（国・県）

国

- 支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」を作成
- アドバイザーによる「マニュアル」を活用した技術的支援
- 開設準備支援補助（開設期間中の人件費、改修費）

県

- 拠点を研究しマニュアルを編集した専門家による**市町村担当者向け設置推進研修を実施**
 - ・1回目 8 / 9開催 33市町村 63名参加
 - ・2回目 10月開催予定



市町村子ども家庭総合支援拠点設置推進研修
(R元. 8. 9 県社会福祉総合センター)

子どもの育ちに関するリスクを見つけフォローするために

提案

乳幼児健診で児童の現認率100%を

1 乳幼児健診とは

- 母子保健法に基づき、市町村が乳幼児に対して行う健康診査

<目的> 身体面、精神面の障がいの早期発見、乳幼児の成長・発達に応じた保健指導の実施、生活習慣の確立、栄養及び育児に関する指導を行うことにより乳幼児の健やかな成長、健康の保持増進を図る。

<乳幼児健診の意義> ①健康状態の把握 ②支援者との出会いの場 ③多職種が連携した保健指導による支援
④一貫した行政サービスを提供するための標準化

2 乳幼児健診実施状況

①健康診査受診率（県全体）

	H29年度 (H30.9月報告)	H30年度(※) (H31.4月報告)
乳児(3~5ヶ月児)	97.8%	97.6%
1歳6ヶ月児	95.8%	95.2%
3歳児	92.8%	92.1%

②健康診査未受診児の現認率

	H29年度 (H30.9月報告)	H30年度(※) (H31.4月報告)
乳児(3~5ヶ月児)	91.2%	73.2%
1歳6ヶ月児	91.8%	86.6%
3歳児	93.8%	82.3%

※H30年度の受診率、現認率については令和元年9月に最終報告。現認率とは、保健師もしくは関係機関や関係者が目視により未受診児を観察した割合。

3 乳幼児健診の受診率向上のために

- 妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が子育てに関する悩みや不安を抱える妊産婦を早期に発見し相談支援につなげるなど、「児童虐待の防止や早期発見のための重要な機会」との認識を関係機関で共有。
- 乳幼児健康診査未受診者に対しては、電話、文書、家庭訪問等により受診勧奨を。
- 受診勧奨に対し、拒否又は反応のない場合等には、保育所や幼稚園等の関係機関から情報収集を行ったうえで、直接的な安全確認の方法等について検討し、児童の状況の確認（現認）に努め、「目標 現認率100%」。

Ⅱ 地域の多様な主体が参画する子育て支援について ①

■ すべての子どもを大切に守り育てるための視点

市町村が妊娠期から切れ目なく子育て家庭とつながり支えるだけでなく、地域住民、NPO、企業等、**地域の多様な主体が日常的に子育て家庭を支えることが必要。**



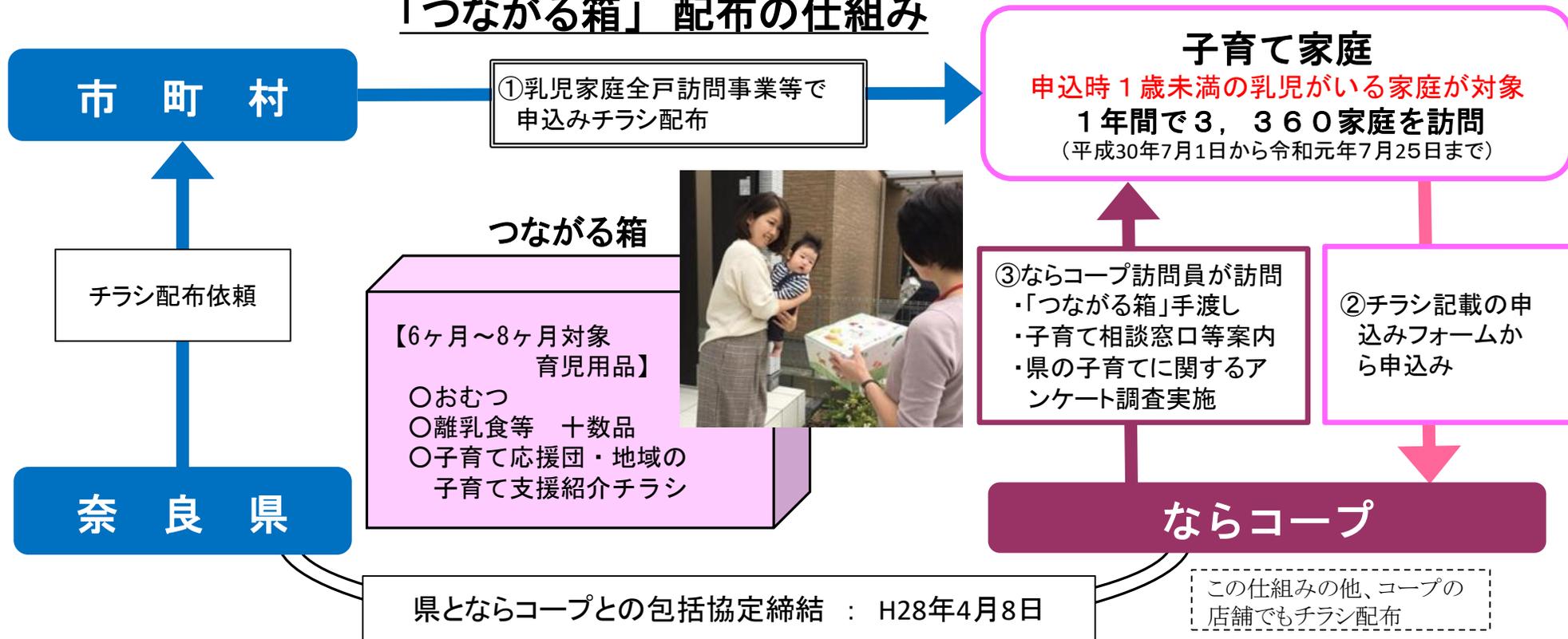
Ⅱ 地域の多様な主体が参画する子育て支援について ②

行政とならコープとの連携事例

子育て応援「つながる箱」プレゼント訪問

- 県・市町村・ならコープが連携した取組で、ならコープ訪問員が赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、育児用品詰め合わせ箱「つながる箱」をプレゼント。
- 赤ちゃんの誕生を祝福し、地域全体で子育てを支援する気運を醸成する。
- 県・市町村・ならコープの子育て相談窓口等を情報提供し、子育て家庭を子育て支援事業につなげる。

「つながる箱」配布の仕組み



「つながる箱」市町村別訪問数
(H30年7月1日～R元年7月25日)

市町村	訪問数	〈参考〉 H30出生数
奈良市	807人	2,324人
大和高田市	201人	345人
大和郡山市	147人	529人
天理市	163人	473人
橿原市	363人	928人
桜井市	110人	388人
五條市	69人	120人
御所市	41人	113人
生駒市	401人	822人
香芝市	265人	684人
葛城市	146人	299人
宇陀市	39人	108人
山添村	3人	11人
平群町	55人	92人
三郷町	40人	183人
斑鳩町	89人	226人
安堵町	10人	53人
川西町	15人	40人
三宅町	19人	38人
田原本町	77人	234人
曽爾村	0人	5人
御杖村	0人	1人
高取町	5人	27人
明日香村	5人	27人
上牧町	35人	120人
王寺町	96人	247人
広陵町	73人	262人
河合町	30人	94人
吉野町	3人	18人
大淀町	28人	82人
下市町	5人	17人
黒滝村	1人	3人
天川村	2人	4人
野迫川村	1人	0人
十津川村	8人	18人
下北山村	0人	5人
上北山村	0人	1人
川上村	7人	5人
東吉野村	1人	1人
合計	3,360人	8,947人

■ プレゼント訪問時の子育てに関する県アンケート調査結果

1 調査目的

県とならコープの共催事業「子育て応援『つながる箱』プレゼント事業」において、県内在住の1歳未満の子育ての状況を把握し、今後の子育て施策の参考とする。

2 調査項目（4問）

- ・赤ちゃんの世話の主体
- ・子育てを手助けしてくれる人
- ・子育てを一番助けてほしい人
- ・出産後一番しんどいと思った時期とその内容

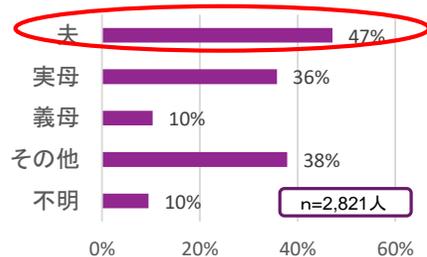
3 回答者 2,914人（平成30年7月～平成31年3月末までの訪問）

4 主な回答結果

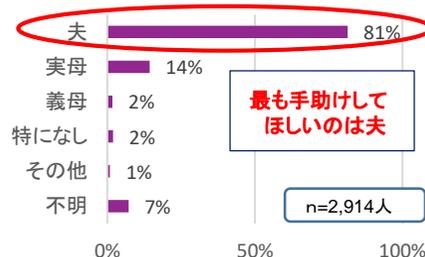
- ・子育ての手助けをしてくれる人は、半数近くが「夫」、次いで「実母」。
- 一方、子育てを一番助けてほしい人は、約8割が「夫」であり、夫が手助けしていない妻の場合も同様。
- ・出産後で一番しんどいと思った時期は、産後から1ヶ月までが一番多く（35%）、半数近くが4か月までが一番しんどいと回答。

＜子育ての手助けについて＞

●子育ての手助けをしてくれる人（複数回答）



●子育てを一番助けてほしい人（複数回答）



最も手助けしてほしいのは夫



Ⅱ 地域の多様な主体が参画する子育て支援について ③

県と団体との連携事例

こども食堂への活動支援



たんぼこども食堂

1 こども食堂とは

- 地域の人々が子どもたちに無料または定額で食事を提供。子どもたちが地域の人々とコミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供。
- 活動は「週1回」「月1回」等、地域のニーズに応じて実施。

◎「NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」R元年6月公表調査結果より
こども食堂充足率(こども食堂数÷小学校数) **奈良県 20.3% <全国13位>**
全国平均 17.3%

こども食堂の設置場所 (こども食堂ネットワーク加入団体数 R元年6月現在)

市町村	団体数	市町村	団体数
奈良市	12	平群町	1
大和高田市	3	斑鳩町	1
大和郡山市	1	安堵町	1
天理市	4	三宅町	1
橿原市	3	田原本町	1
桜井市	5	上牧町	2
御所市	2	王寺町	2
生駒市	2	河合町	1
香芝市	1	東吉野村	1
宇陀市	1	合計	45

2 奈良こども食堂ネットワーク(奈良県社会福祉協議会の取組)

- 活動を進める上での悩みやヒントを分かち合う場を求める声の高まりを受け、県域でのゆるやかなつながりをめざし、平成29年8月26日に設立。
- **県社会福祉協議会**と**県生活協同組合連合会**が共同事務局。
- **実践交流の場づくり**や活動に役立つ**情報の収集・発信**等。
- **県内こども食堂加入団体数が大幅に増加** 19(設置前:H29年3月)→31(H30年3月)→**45(R元年6月)**



会員交流会

3 県による活動支援(補助事業)

- こども食堂開設・運営補助 1団体 2万円×補助月数(12か月上限)
- 新たに朝食を提供する場合の補助 1団体 2万円×補助月数(12か月上限)
- 奈良県産の食材費購入に対する補助 1団体 上限8万円(12か月上限)

Ⅱ 地域の多様な主体が参画する子育て支援について ④

困難を抱える家庭の子どもたち

社会的養護の子どもを地域で育む

- 虐待された子どもや養育力が低い家庭の子どもたちは、家庭に代わって、施設や里親等が育てる（県が措置する社会的養護。R元.6.1現在 児童336名）。**県は、今年度中に、自立した子育てをしている家庭養育への支援も含めた「社会的養育推進計画」を策定予定。**
- **すべての子どもたちが家庭での養育が困難に直面しても、「家庭」と「家庭を支える地域の様々な主体」の力により、健やかに育まれる環境が必要。**
- 社会的養護の基本的な考え方として、**専門的な知識・経験を必要とする養育は児童養護施設と乳児院が担うなど、個々の子どもにとって最善の養育環境を保障することを基本に、里親やファミリーホームが市町村や施設、児相等の支援を受けながら、地域でともに子どもを育てることができる環境づくりを推進。**

参考

「社会的養育の対象となる子ども」を支援の必要性・専門性から4つに分類

社会的養護の範囲

